

境港市教育委員会告示第11号

公募型プロポーザルの実施について

境港市学校給食センター調理等業務の公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始について、次のとおり公告する。

令和3年10月11日

境港市教育委員会教育長 松本 敏浩

1 委託する業務の概要

- (1) 業務名称 境港市学校給食センター調理等業務
- (2) 業務内容 境港市学校給食センター調理等業務仕様書のとおり。
- (3) 業務履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間
- (4) 業務場所 境港市学校給食センター（境港市竹内町2412番地）
- (5) 委託料 契約の額による（令和4年度から令和8年度の5年間）

2 委託事業者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

3 応募資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 次に掲げる事項をすべて満たし、かつ法人格を有する者であること。
 - ア 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることに鑑み、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑実施できる者
 - イ 本業務の目的に沿って、業務内容を円滑に遂行することができるよう、安定的かつ健全な財務能力を有している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 市における入札参加制限を受けていない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。）
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者

- (6) 鳥取県内若しくは中海・宍道湖・大山圏域内に本社、支社、営業所又は出張所のいずれかを有している者
 - (7) 仕様書に示す実施体制を整備することができる者
 - (8) 募集要項等に関する現地説明会に出席した者
 - (9) これまでに3,000食以上の学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者
 - (10) 過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受けていない者
 - (11) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者
 - (12) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者
 - (13) 契約時に業務履行保証人を確保できる者
 - (14) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ※注釈：中海・宍道湖・大山圏域とは、境港市、米子市、松江市、安来市、出雲市、大山町、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町、日吉津村を指す。

4 応募手続き

(1) 応募書類等の公表

本業務の委託に関する募集要項等は、境港市ホームページにて公表する。

ア 令和3年10月11日（月）より境港市ホームページで申請書類等をダウンロードすることができる。

イ 交付・公表資料

（ア）境港市学校給食センター調理等業務委託募集要項

（イ）境港市学校給食センター調理等業務仕様書

（ウ）境港市学校給食センター調理等業務委託様式集

(2) 募集要項等に関する現地説明会

ア 日時：令和3年10月21日（木）午後3時30分～

イ 場所：境港市竹内町2412番地 境港市学校給食センター

(3) 質問の提出及び回答

ア 提出方法：質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、ファックス又は電子メールにより境港市学校給食センターへ提出すること。

FAX 0859-21-2112

E-mail kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

イ 提出期限：平成3年10月19日（火）午後5時

ウ 質問に対する回答：質問及び回答の内容は、令和3年10月29日（金）までに境

港市ホームページにて公開する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号） 1部

◆添付書類

- ・会社概要（会社の沿革、組織及び経営状況）
- ・企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）
- ・納税証明書（1ヶ月以内に発行されたものに限る）
- ・契約書の写しその他調理実績を有していることを証する書類
- ・食品衛生法の規定による営業停止の処分等を受けた場合は、当該処分後の対応及び改善策に関する書面

(イ) 提案書 正本1部・副本9部

- ① 参加審査に係る提案書類提出書（様式第3号）
- ② 企業理念に関する提案書（様式第4号）
- ③ 経営状況に関する提案書（様式第5号）
- ④ 業務実績に関する提案書（様式第6号）
- ⑤ 危機管理体制に関する提案書（様式第7号）
- ⑥ 提案内容の的確性に関する提案書（様式第8号）
- ⑦ 給食調理人員体制（円滑な実施）に関する提案書（様式第9号）
- ⑧ 衛生管理の体制に関する提案書（様式第10号）
- ⑨ 職員研修及び移行準備等に関する提案書（様式第11号）
- ⑩ 食育の充実に関する提案書（様式第12号）
- ⑪ 食物アレルギー対応食に関する提案書（様式第13号）

(ウ) 見積書（様式第14号） 1部

イ 提出期間

(ア) 参加表明書：令和3年10月19日（火）から令和3年10月26日（火）までの日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(イ) 提案書及び見積書：令和3年11月11日（木）から令和3年11月19日（金）までの日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ウ 提出場所：境港市竹内町2412番地 境港市学校給食センター

エ 提出方法：提出先へ直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

オ その他：提案書の規格はA4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出するものとする。なおフラットファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の社名を表記すること。（様式第4号～様式第13号は、各4ページ（両面印刷可）までとする。）

5 留意事項

- (1) 参加者は、境港市学校給食センター調理等業務委託募集要項及び仕様書に従い、提案を行うこと。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。

6 担当（問い合わせ先）

境港市学校給食センター

所在地 〒684-0043 境港市竹内町2412番地

電話 0859-21-2111

FAX 0859-21-2112

E-mail kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

境港市教育委員会事務局教育総務課管理係

〒684-8501 境港市上道町3000番地

電話：0859-47-1089

FAX：0859-47-1109

E-mail： kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp